

一般社団法人浪江青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人浪江青年会議所(英文名 Junior Chamber International Namie)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県双葉郡浪江町に置く。

(目的)

第3条 本会は、第5条に定める事業を実施することにより、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもと、資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人若しくは法人又はその他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

- 2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。
- 3 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会及び文化等に関する調査研究並びにその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (3) 教育、スポーツ等を通じて地域住民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を育み国や地域を牽引する人材を育成することを目的とする事業
- (4) 自然環境の保全、保護及び整備を目的とする事業
- (5) 指導力啓発の知識及び教養の習得、向上並びに開発を促進する事業
- (6) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内・国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第2章 会員

(種類及び資格)

第7条 本会の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 正会員は、双葉郡浪江町、双葉町、大熊町及び葛尾村の発展に寄与する20歳以上40歳未満の品格のある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に40歳に達した者は、その事業年度の終了まで正会員としての資格を有するものとする。

(2) 特別会員 特別会員は、40歳に達した年度の終了まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員 名誉会員は、本会に特に功勞のあり、理事会で承認された者をいう。

(4) 賛助会員 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その発展を望む個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

2 正会員のうち、40歳に達した事業年度に本会の理事又は監事であった者は、前項の規定にかかわらず理事又は監事の任期が終了するまで正会員としての資格を有する。

3 40歳に達した事業年度中に理事長の職にあり、続いて次年度に第34条に定める直前理事長に就任した者は、就任した事業年度の終了まで正会員としての資格を有するものとする。

4 すでに他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることができない。

(入会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第9条 会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第10条 会員は、定款その他の規程を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。2 正会員及び特別会員は総会において定める入会金を納入しなければならない。

3 正会員及び賛助会員は総会において定める会費を納入しなければならない。ただし、理事及び監事が40歳に達した当該事業年を超えてもなお職務を担っている場合はこの限りではない。

(退会)

第11条 会員が本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 本会における退会とは、一般社団・財団法人法第28条に定める退社をいう。

(除名)

第12条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により、その正会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき
- (2) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (3) 会費納入義務を履行しないとき
- (4) 運営規程に定める行事への出席義務を履行しないとき
- (5) その他、正会員として適当でないと認められたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の10日前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員又は賛助会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第11条の規定により退会したとき
- (2) 死亡又は解散したとき若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(産前産後休暇、育児休暇)

第15条 会員またはその配偶者が出産したときは、産前産後休暇、育児休暇を取得することができる。

2 産前産後休暇は産前6週(多胎妊娠の場合にあつては14週)以内、産後8週以内、育児休暇は1年以内の期間で取得することができる。

3 取得を希望する会員は、取得の3カ月前までに理事長へ申請し、理事長は直ちに受理のうえ、理事会に報告しなければならない。

4 産前産後休暇、育児休暇取得中の期間は、会費を免除する。ただし、年度途中の取得、復帰の場合においては、休会期間中の月数分の会費を月割り計算で免除する。

(休会)

第16条 会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費はこれを免除しない。

2 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

第3章 総会

(種類)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成)

第18条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第19条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に別に規定するもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 正会員の資格を有しない監事の報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 本会の解散及び解散の場合の残余財産の処分方法
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 解散の場合の会費の徴収及び清算人の選定
- (9) 規程の制定、変更及び廃止
- (10) 正会員の除名
- (11) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略すること

ができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合、次にあげる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく請求があった日から30日以内を開催日とする臨時総会を招集しなければならない

4 総会を招集する場合には、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、第2項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第22条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第23条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第24条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、選出された候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 決 権)

第 2 5 条 正会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第 2 6 条 正会員は、法令で定めるところにより他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第 2 3 条及び第 2 4 条第 1 項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 2 7 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから総会で選任された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。

第 4 章 役 員 等

(役 員)

第 2 8 条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 6 名以上 2 0 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、1 名以上 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選 任)

第 2 9 条 役員は、総会においてこれを選任する。

2 理事は、正会員のうちから選任する。

3 監事は、本会の会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは本会の会員以外の者から選任することを妨げない。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。ただし、理事長を選任する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選任する方法によることができる。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。 6 監事は、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びその他の職務又は使用人を兼任することができない。

7 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(任 期)

第 3 0 条 理事として選任された者は、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の

1 2月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなる場合には辞任又は任期満了によって退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の職務権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどる。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を管理して本会の常務を処理する。

5 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限等)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。8 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、

当該行為をやめることを請求することができる。

(辞任及び解任)

第33条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会において解任することができる。

(直前理事長)

第34条 本会に、直前理事長1名を置く。

2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

3 直前理事長は理事会その他の会議に出席し、参考として意見を述べることができる。4 直前理事長は、理事長の任期が満了した翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

5 直前理事長の辞任及び解任は、第33条の規定を準用する。

(顧問)

第35条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。

3 顧問は、理事長の諮問に答え、本会の運営に当たり必要かつ適切な助言を行う。4 顧問は、理事会その他の会議に出席し、参考として意見を述べることができる。5 顧問の任期は推薦した理事長の任期と同一とする。

6 顧問の辞任及び解任は、第33条の規定を準用する。

(特別顧問)

第36条 本会に、特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、本会に多大な功績を残した特別会員の中から理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。

3 特別顧問は、理事長の諮問に答え、本会の運営に当たり必要かつ適切な助言を行う。

4 特別顧問は、理事会その他会議に出席し、参考として意見を述べることができる。

5 特別顧問の任期は推薦した理事長の任期と同一とする。

6 特別顧問の辞任及び解任は、第33条の規定を準用する。

(役員の報酬等)

第37条 役員、直前理事長、顧問及び特別顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会と
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならぬ。

3 前2項の取り扱いについては理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第39条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(種類)

第40条 本会に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長、専務理事の選任及び解職
- (2) 顧問及び特別顧問の選任
- (3) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (4) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

2 理事会は、本会の業務執行に必要な事項を理事に委任することができる。ただし、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (6) 第39条の責任の免除

(種類及び開催)

第42条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎月開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第32条第5項の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき又は第32条第6項の規定により監事が招集したとき
- (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招 集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第5号により理事が招集する場合並びに前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の4日前までに各理事、各監事及び直前理事長に対し通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第44条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。ただし、第42条第3項第5号の場合は、理事の互選とする。

(理事会の定足数及び議決)

第45条 理事会は議決に加わることのできる理事の過半数の出席により成立する。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。

3 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

(議 事 録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第6章 例会及び委員会等

(例 会)

第47条 本会は、毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(室及び委員会等)

第48条 本会は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために室及び委員会、会議又は特別委員会（以下「委員会等」という。）を置く。

2 室は室長1名及び委員会等をもって構成する。

3 委員会等は委員長1名又は議長1名及び委員をもって構成する。なお、必要に応じて委員会等には副委員長、副議長又は幹事を若干名置くことができる。

4 室長、委員長及び議長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。ただし、室長は原則として副理事長をもってあたる。

5 副委員長、副議長及び幹事は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

6 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長、顧問及び事務局長を除き、原則として全員がいずれかの委員会等に所属しなければならない。

7 前各項に規定するほか、室及び委員会等に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第49条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 財産から生じる収入

(7) その他の収入

(財産の管理)

第50条 本会の財産は、理事長が管理及び運用し、その方法は、理事会の議決により定める。

(会計原則及び区分)

第51条 本会の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第52条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第53条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第8章 管理

(事務局)

第54条 本会の事務を処理するため、主たる事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1人及び事務局次長1人を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務局次長は、理事長の命を受け庶務を処理する。
- 4 事務局長及び事務局次長は、理事会の承認を経て理事長が任命する。
- 5 事務局長及び事務局次長を置かない場合は専務理事がこれにあたる。
- 6 前各項に規定するほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第55条 本会の定款及び会員名簿については、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 次の各号の書類については、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 監査報告
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

3 総会及び理事会の議事に関する書類を主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第56条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第57条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する事項は、別に定める。

(公告)

第58条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 本定款は、総会の議決により変更することができる。

(合併等)

第60条 本会は、総会の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第61条 本会は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第62条 本会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第 6 3 条 本会の解散に関しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第 6 4 条 本会は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 1 1 章 雑 則

(委 任)

第 6 5 条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の理事長は廣坂光広とする。

3 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。